農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和２年３月 18 日

筑前町

１．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、平成 17 年３月に三輪町、夜須町の２町が合併して誕生した福岡県のほぼ中心地に位置するまちである。町の北部には三郡山系に連なるみどり輝く高原や里山が広がるとともに、筑後川水系の流域を中心とする平坦地には美しくのどかな田園空間が一面に広がり水と緑の豊かな自然がいきづいている。

従来より米・麦・大豆の普通作を中心とした農業地帯であったが、この豊かな地域で生産される小麦、黒大豆、木酢を全国のみなさんに届けたい！という思いから、筑前町商工会とともに「筑前町ブランド開発推進委員会」を発足し、本町が掲げる「食の都ちくぜん」を推進する取り組みを行っている。

しかし、農林業者の高齢化や担い手不足など本町の農林業は厳しい状況にあり、特に林業では、長引く原木価格の低迷に起因する森林整備の遅れや生産活動の低下、林業従事者の減少などから、標準伐採期齢を迎えた多くの人工林資源が十分に利用されない状況が続いている。

このような中、山林未利用材を主エネルギー源とした木質バイオマス発電事業が計画され、これまで利用されず山林に放置されていた低質材などの新たな利用が見込まれるとともに、山林所有者の所得向上や原木価格の底上げ、新たな雇用の創出など地域に様々な波及効果が期待されている。

これらのことから、本町の未利用資源を活用した再生可能エネルギー発電等の導入を推進することにより、本町の農林業の活性化を目指すこととする。

２．再生可能エネルギー発電設備を促進する区域

区域の所在	地　目	地積（㎡）	備　考
筑前町森山 1411 番１ほか	山林ほか	76,382	木質バイオマス発電施設

３．２の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備　考
木質バイオマス発電	5,700KW	

４．再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項

該当なし

５．再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備　考
木質バイオマス発電事業者が、燃料として地域の山林未利用材を長期的かつ安定的に購入することで、林業者の所得向上並びに以下の取組の推進に寄与する。 (1)　適切な間伐等による森林整備とともに、未利用材等を循環可能な資源として活用することで、森林が持つ公益的・多面的機能の向上を図る。 (2)　木質チップ加工等の発電に関する産業を通じて、雇用の創生、地域の活性化を図る。	地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて８割未満とならないようにする。

６．自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項

（１）自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、「筑前町環境基本条例（平成 17 年条例第 85 号)」に基づいた適切な配慮を行う。

（２）景観の保全

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから、必要に応じて「筑前町自然環境保全条例（平成 17 年条例第 88 号)」に基づいた適切な配慮を行う。

７．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

（１）目標

地域の農林業の健全な発展に資する取組みを行う再生可能エネルギー発電設備として、木質バイオマス発電設備を 5,700KW 導入し、年間 8.2 万トンの山林未利用材を燃料として活用することで、森林整備の推進及び森林の持つ公益的・多面的機能の向上を目指す。

また、発電の副産物である焼成灰については、地域農業に草木灰（肥料）として活用することで、資源循環を推進する。

（２）目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度認定設備整備計画についてその実施状況（設備の稼働状況、農林業の健全な発展に資する取組内容等）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認する。

８．再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において関係法令を遵守し設備の撤去等の対策を行うこととする。

９．農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

（1）ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解を図るため、ホームページ等により広く周知する。

（2）設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施されることが確実であることを確認する。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告及び是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

（3）区域外の関係者との連携

本町及び設備整備事業者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。